

一般社団法人日本ボクシング連盟

アマチュア規則

第1章 総 則

- 第 1 条 一般社団法人日本ボクシング連盟〔以下日本連盟という（その加盟団体も含む）〕はアマチュアボクシング憲章及び日本体育協会スポーツ憲章に基づき本規を制定する。
- 第 2 条 本規則におけるアマチュアとはアマチュア・ボクシングを愛好し、日本連盟に登録している者をいう。

第2章 アマチュア競技者

- 第 3 条 アマチュア競技者は日本連盟のアマチュア規則によって規制される。
- 第 4 条 日本連盟は次の者を競技者として登録することは出来ない。またすでに登録した競技者が次の事項に該当した場合は、その登録を取消さなければならない。
1. スポーツで得た名声を商業宣伝のために使ったもの
 2. スポーツをする事に依って本連盟で認められている以外の金品を受取ったもの
 3. 授与された賞品を金銭に替えたもの
 4. コーチ、トレーナーを職業としているもの、またしたもの。ただし、国家、学校あるいはその他の教育団体もしくは公共団体の代表者、または被傭者で、その主たる職業または雇傭関係に付随して他人に運動競技を教授し、訓練を指導するものはこのかぎりでない。
 5. 本連盟が禁止した競技会に参加したもの
 6. いかなる種類のスポーツでもプロ・スポーツ選手又はプロ・コーチとなったもの
 7. 報酬を目的として氏名や写真を使用したり、テレビ、ラジオの

- 出演等によって金品を要求、または受けたもの
8. 競技者はそのユニフォームに商標または社標(社章)を付してはならない。ただし社名が商標、社標(社章)とおなじ場合はこの限りではない。
 9. 商店、または製造業者から報酬をうけて、その商品または器具を使用、奨励し、宣伝したもの
 10. その他競技者として品位、または名誉を傷つけたもの

第3章 本連盟の加盟団体

- 第 5 条 日本連盟はアマチュア・スポーツマンのあり方の趣旨を体してアマチュア・ボクシングの発展、普及に努力しなければならない。
- 第 6 条 日本連盟は競技会を開催するに当って、他の団体を共催、あるいは協賛者として加えることが出来る。
競技会を利用したの商業宣伝はあらかじめ理事会の承認を得なければならない。ただし競技会のプログラム・ポスターを利用する場合はこの限りではない。
- 第 7 条 日本連盟の関係する競技会の賞は原則として、トロフィ、カップ、楯、メダル、旗などとする。副賞を授与するときは、競技会の品位を傷つけず、また宣伝に利用されないものに限る。
- 第 8 条 日本連盟はその使用する競技用具等を競技者のために規則通り良質正確に保持する目的で検査し、検定料を徴収することは出来るが、単に推奨、指定、公認の名目を持ってその代償を請求することは出来ないし、単にその種の名称を業者に与えることも出来ない。また、業者に特別の利益を与えてはいけない。
- 第 9 条 日本連盟はその主催する競技会をラジオ、テレビで放送することにより、その料金を請求受領することは差支えない。
- 第 10 条 役員や競技者がボクシングに関する放送、座談会、映画、演劇等に出演す

る場合はあらかじめ連盟に届け出させ、ボクシングの普及発展に益すると認められた場合は許可を与える。

第4章 日本連盟の役員

- 第 11 条 日本連盟の役員は常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるよう行動をしなければならない。
役員のうち、コーチ、トレーナーあるいはチーム編成の際の役員等については、必ずしもアマチュアであることを要しない。

第5章 (削除)

第6章 補 則

- 第 17 条 日本連盟の役員、競技者が本アマチュア規則に低触すると認められる事態が起こった場合、あるいは申立てを受けた場合は、調査のうえ資格審査委員会において裁定し、理事会に報告しなければならない。
- 第 18 条 その他アマチュア資格について本規則以外の事項に疑義が生じた場合は、資格審査委員会で審査し、理事会に報告しなければならない。
- 第 19 条 本アマチュア規則を改廃する場合は、日本連盟の理事会の承認を得なければならない。

附則

- 1 本規則は平成 25 年 4 月 1 日に施工する。
- 2 平成 30 年 5 月 25 日第 14 条改正。
- 3 本規則は令和元年 6 月 28 日から改正施行する。